

小牧市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年６月２９日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第２０号

小牧市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

小牧市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和５５年小牧市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１７条を第１８条とし、第１６条を第１７条とする。

第１５条に次のただし書を加える。

ただし、第５号に掲げる業務は、市長が規則で定める児童館の指定管理者が行うものとする。

第１５条中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５）一時預かりに関する業務

第１５条を第１６条とし、第１４条を第１５条とし、第１３条を第１４条とし、第１２条の次に次の１条を加える。

（一時預かり）

第１３条 市長が規則で定める児童館において、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第７項の規定による一時預かり（以下「一時預かり」という。）を行うものとする。

２ 児童館が行う一時預かりを利用する者は、手数料として、児童１人当たり１時間につき７００円を指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。

３ 小牧市子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例（平成３０年小牧市条例第２６号）第９条第２項及び第３項の規定は、児童館が行う一時預かりについて準用する。この場合において、同条第２項ただし書中「市長」とあるのは、「市長又は指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和４年９月１日から施行する。